

衆議院 大蔵委員会議録

第六回国会

昭和二十八年六月二十六日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長

千葉

三郎君

忠雄君

理事長

理事

○千葉委員長 入に關する特別措置に關する法律案

(内閣提出第六五号)

○千葉委員長 これより会議を開きま

す。有田君。

○有田(二)委員 金融関係の法案が

出で参つておりますが、信用金庫法、

近く相互銀行法も本委員会に提出さ

れるやに聞いておりますが、それらの関

係につきまして、日銀政策委員の議長

であり、日銀総裁である一田氏を本

委員会に招致いたしまして、意見を聴

取いたしたいと思います。委員長にお

いてかかるべくおとりはからいを願い

たいと思います。

○千葉委員長 ただいま有田委員よ

り、相互銀行法その他の問題につきま

して、日銀総裁を参考人として招致し

てほしいとの旨の申出がありました

が、本問題に對して、日銀総裁を参考

人として招致することに御異議ござい

ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 異議ないようあります

から、さよう決定いたします。

なお参考人招致の件につきまして

は、委員長に御一任願いたいと思いま

す。

○千葉委員長 本日は、まず日程に掲

げました三十四法案中、国際復興開発

銀行等からの外資の受入に關する特別

措置に關する法律案を議題に供しま

す。本案に關し銀行局長より、補足説

明をなすために發言を求められており

ます。

○千葉委員長 本日は、まず日程に掲

げました三十四法案中、国際復興開発

銀行等からの外資の受入に關する特別

措置に付した事件

参考人招致に關する件

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に關する件

国際復興開発銀行等からの外資の受

場合が非常に多いようではあります。必ずしも全部それがそうなるわけではありませんが、そういうことを要ではありますので、もし本件の場合におきまして、やはり世界銀行からそういう要求がありました場合には、それに応じ得るような法律の態勢だけは整えておきたいという意味で、第三条の第一項を加えたのであります。

第三条の第二項は、外資に関する法律の第三条に規定する外国投資家が、前項、つまり第三条第一項の債券を譲り受けた場合、たとえば世界銀行が日本開発銀行の発行いたしました債券の引渡しを受けて、それをニューヨークならニューヨークの市場でそれを売り払った人が、つまりここでいわれる「外国投資家」が前項の債券を譲り受けたときは、「」という場合に当るわけであります。その場合におきましては、当該債券にかかる貸付金債権については、外資に関する法律の第十三条の二の規定によつて、大蔵大臣の指定を受けたものとみなして同法の規定を適用する。つまりその場合におきましては、その債券について、外貨送金の保証が与えられたと同じような取扱いをする、こういうふうな意味の規定であります。

それから附則につきましては、第二項は、日本開発銀行が外国為替銀行となり得るような道を開きたいという規定であります。条文はちよつとややこしくなつておりますが、趣旨は、開発銀行が外国為替銀行になり得る道を開きたいということでありまして、今申上げましたような世界銀行等から外

資の借入れをいたしますことに閑連をして、開発銀行等が行つて参る必要が起つて参りますので、そういう場合に処して、開発銀行が外國為替銀行となり得る道を開いた次第であります。もつとも開発銀行が外國為替銀行になつたからといましても、一般的の外國為替銀行と同じように、全般的な為替金融あるいは貿易金融を行うのではないのであります。開発銀行の本来の業務の遂行上必要な限度において、為替業務を行ひ得るような道を開きたい、こういう意味で附則の規定を置いたのであります。

以上がこの法律案の逐条の説明であります。

○千葉委員長 次に日本開発銀行の責任者より、本案に対し御意見を伺いたいと存します。日本開発銀行理事中山素平君。

○中山説明員 私、実は昨年の十一月からアメリカに参りました。向うの輸出入銀行と今お話をございました電力会社の四千万ドルの借款の交渉をしておりましたのですが、その経緯を御説明して、一応御参考に供したいと存じます。

私参りましたのは、昨年の十一月末でございましたが、今度の申込みの案件は、御承知のように関西電力、九州電力、中部電力の電力三社が新たに火力発電所をつくりまして、その発電量は約三十万キロであります。その代金が約四千万ドル、その中には運賃、保険料等も含んでおります。これをアメリカの輸出入銀行から借りようということで、私参りましたのですが、当初は開発銀行が保証人になります。

直接の借入人は電力三社というような形で交渉いたしておりました。日本側といたしましては、御承知のように現在の電力料金の立て方が原価主義でござりますので、こういった金を向うから借りました場合に、返す期限としては、減価償却だけしか料金には織り込まれてないということから、当然相当長期のものでなければ償却年限のことになりますが、これはやはり向うの銀行と希望いたしましたのは、期限が長期でなければ困る、できれば償却年限の二十五年に近いものということでございますが、これらもう一つは、融資の形で、二十五年ということは無理でございますが、なるべくそれに近い長期のもの。それからもう一つは、融資の形式が、最初に申し上げましたように、電力会社が借りて開発銀行が保証するという形になりますと、向うの輸出入銀行の輸出金融の形は、電力会社と普通銀行、あるいはメーカーとの交渉になる。そうすると銀行の方は、商売柄長く貸してくれるかも知れませんが、メーカーの方は長く貸すということはなか／＼無理であります。それで最初申し上げましたように、日本としてはなるべく長く貸してもらわなければ困るということから、その形をかえまして、開発銀行にそつくり貸してもらうという交渉をしたわけです。これがなぜかと申しますと、開発銀行の方では、御承知のように向うの金融機関からは借入れができるのであります。従つてもが、メーカーその他商社から借りることはできないのです。従つてもし向うの銀行が許して、そつくり開銀に貸してくれるということになると、

日本の希望するなるべく長期ということが達成されるわけであります。そこで、今度の融資については、銀行とメーカーの協調融資ということになるであろうということを言つておりますが、やはり向うの銀行の建前もありますので、今度の融資については、銀行とメーカーの協調融資であります。そのうちに、向うのコンサルタンツが調べておりました調査の方が済みまして、大体二月ごろからこまかい調査報告に基く検討が始まりましたのであります。これはそれ／＼電力会社側に対しましても、あるいは開発銀行につきましても、あるいは大使館に対しても、非常に詳細な質問が出るわけであります。その質問を終りまして、四月末にはいよいよ輸出入銀行の方で諾否をきめるという段階になりましたので、ですが、そのときに突然に、向うの輸出入銀行を改組するという法案が国会へ提出ました。これははつきりまだその法案が通つておりませんから、私ども改組の意図とか、あるいはその結果といふものについて今ここで申し上げることはできないのでございますが、これは私個人の推測でございますが、大体アメリカの行き方としては、向うの輸出入銀行の機能なり今後の活動というものを、むしろ縮小して行くという方向であると思うのであります。そうした法案の提出の結果、従来交渉しておきました輸出入銀行でこの長期の融資を取上げることがいいかどうかは存じませんが、輸出入銀行が取上げることをやめまして、世界銀行がこれを

取上げるという方向にかわったわけであります。現在世界銀行の方で、今度の案件についての下調査を進めております。私どもの銀行からも、先日二人の部長が再度向うへ参りまして、銀行の説明その他をいたしておりますが、私どもその結果、おそらく近日中に決定があるものと期待しております。世界銀行になりますと、先ほど申し上げましたように、輸出入銀行の場合とは違いましたして、開発銀行の保証とか、あるいは開発銀行が単独で借りて行くということは非常にむずかしいのであります。そして、ほとんどの場合、やはり政府の保証が必要であるということが向うの先例になつております。従つて今度の決定がございましても、おそらく開発銀行が借入人になりますて、その上に政府の保証が必要であるということになると思うのです。従つて、今度の法案につきましても、この借款も実現するためには、ぜひともこれを通していくたたくということでございます。これは前に折衝しております輸出入銀行の方でも、非常に口の堅い銀行でありますと、おそらく当然御質問があると思いますが、どういった条件になるであろうかということでございます。これは前回においての言葉の端々から推測いたしますと、おそらく十五年前後というのが、期限としてはせいじやないか。金利につきましては、御承知のように、アメリカの金利政策が高金利政策をとつていて、ことに本年度になりましてから、金利の上昇がかなり急でござりますので、これもどうも予想し

ていたほど低利に借りることはむずかしいのではないか。この辺についての折衝にまつわけでありまして、われわれとしては、なるべく長期に、なるべく低利に、しかもその他の条件も、日本側に有利なよう交渉を進めたいと思つておりますが、目下その具体的な交渉の段階までには至つております。

内藤君 簡単でございますが、経過等について一応申し上げました。

千葉委員長 これより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。内藤君。

内藤委員 質問というのじやないのですが、この法案は簡単明瞭で、法案そのものには別に大した疑問も持たないのでありますけれども、今中山さんの方から、四千万ドルというお詫びがありましたが、四千万ドルだけなのか、そのほかに、こういうところにまだこれだけの金がいるというものがあって、これが出て来るのか。そういうものを資料でお示しいただきませんと、これだけの金を入れなければならぬといふのなら、なるほどこれは通さなければならぬということになるのです。が、金を借りないといふのなら、こんなものは必要ないのでですから、そういう資料を出していただけますか。

○東條政府委員 便宜私から申し上げます。

全般的な産業開発、あるいは重点的な産業開発計画と外資との問題になりますと、私から申し上ぐべきことではないと思いますが、今政府といたしまして、国際復興開発銀行等に、日本の重

○内藤委員 そうしますと、この法律は、さしあたりの火力発電の四千万ドル、それに今いろいろ御交渉中の水力発電の一億二千万ドルくらいが、この法律の対象になるものと心得てよしゆうございましょうか。そのほかにまた何かいろいろあるのでございましょうか。

○東條政府委員 御承知のように、産業開発のために多額の資金がりますので、できますことならば、先方と話合いをつけまして、さらに多額の外資の導入がほしいことはもとよりありまするが、ただいま比較的具体的な説明をし、話がお互いの間で検討せられておる。といたしましては、四千ドルと一億二千万ドル、しかもそのうち一億二千万ドルの方は、まだ確定的見通しがあると申し上げる段階には立ち至つておりますが、火力発電の四千万ドルにつきましては、先ほど中山理事から説明がありましたように、私どもとしては、交渉が順調に運び、比較的近い将来に実現の見込みがあるのでないか、かのように考えておる次第であります。

○内藤委員 そうしますとこの第二条に政府保証のことが書いてあります。が、「予算の定めるところにより」とともに、七月の暫定予算の御審議をお願いしたいということで、予算総則の条項がいただいておりますが、七月の暫定予算におきましては、四千万ドルをいわゆる予算の総則におきましてお願ひしたいということで、予算総則の条項が

入つております。本予算におきましては、今申し上げました四千万ドルのほかに、水力関係の部分も、これは日本政府の希望——あるいは一方的な希望と言われるかもしませんが、一億二千万ドルも織り込みまして、予算総額にて計上しております。かような関係になります。

○佐藤(觀)委員 その法案と別に今銀行局長にお尋ねしたいのですが、為替銀行について、特別な単行銀行をつくれということが大分問題になつて来ておりますが、大藏大臣が見えませんから、銀行局長にお尋ねするのであります。これは今どういうような方向に進んでおるのか。日銀の方から非常に反対があると聞いておりますが、どういうふうないきさつがあつて反対があるのか、そのいきさつをひとつ御説明願いたい。

○河野(通)政府委員 いわゆる為替銀行の育成強化と申しますか、問題は実際は大分前からの話であります。私どもは、こういう経済の状態になり、ますます輸出を伸ばして行くというために、これららのバックをいたしておりまして、為替銀行の機能を強化し、制度も整えて行くことが必要であるということを認めます／＼痛感して参つております。先般來、この問題につきましてはいろいろな観點から研究をいたして参つております。今お話をのように、日本銀行に意見があるようなお話であります。日本銀行總裁の意見については、直接お聞き取り願つてけつこうだと思いますが、為替銀行、特に為替専門銀行を設立して行かなければならぬという基本的な考え方については、一万田總裁も異論はないはずであります。たゞ問題は、これをどういう形で進めて行くか、つまり方法としてはいろいろあるのであつて、これを何か特別な法律措置でもつて、そういうふうな制度を立てて行くのがいいか、あるいは自然にそういう方向へ行政措置と申しますが、そういったことで自然にそいつた専門銀行が強化育成されて行く

のような方途を講じて行くのがいいか、この方法論としている／＼議論があると思います。私どもは現在の段階におきましては、何かここでそういうたものに對して法律的措置をとつて、制度としてはつきり打立てることが適當であろうというふうに事務的には考えております。ただその場合にも、どういふ方法がいいか、いろいろまた方法があるわけであります。昔ありましたような特別銀行法、つまりある一つの銀行を予定した特別銀行法がいいか、あるいは先般当委員会で御審議いたしましたして成立いたしております長期信用銀行の方式、つまりある一つのかテゴリーの銀行法をつくつて、その銀行法によって必ずしも一行じやない、二行でも、必要があれば三行でもそういう一つのかテゴリーの銀行として、為替銀行といふものを認めて行くといったような意味の法律措置もあるうかと思ひます。これらの方々の点につきましては、具体的にはさらには検討を要すると思ひますが、今の段階では、私どもの方としては、何かここで法律的措置をとつた方がやはりいいんじやないかというような考へに今来ております。ただ問題は、各金融界の意向等も十分聞かなければなりませんので、金融界のみならず、各貿易関係、あるいは産業界の方々の意向ももちろんあります。そういう方々の意向も、まだ十分に問題を処理して行きたいと考えております。

○河野(通)政府委員 私どもは、旧横浜正金銀行の復活といったようなことは考えておりません。ことに正金銀行は一種の特殊銀行であり、政治的色彩が非常に強かつた銀行であります。できるだけ対外関係等も考えますならば、私は一つのカナダゴリーの銀行とはいたしたけれども、あまり政治的色彩の強くない方が、こういつた為替銀行としては適当ではないかと考えております。従いまして現在のところでは、そういう政治的色彩の強い特殊銀行を為替の面に置いてつくることは、必ずしも適当ではないのじやないかと考えております。

チズムが銀行を支配したような考え方とは、これは今の自由主義経済のもとに置いては無理かもしれませんけれども、しかし実際の今の日本の銀行といふものは、一部の大きな大資本家や、あるいは一部の独占資本家、そういうものの傀儡のような傾向がある。特に政府がいわゆる民主主義の名のもとに、アメリカ式のやり方でやつて行くこととは、長い間の占領政策の結果やむを得ないと思うけれども、少くともやはり日本には日本の特殊事情があるのじやないか。こういう経済力の弱い、国の狭い日本では、アメリカと同じような考え方で銀行なんかやつて行くと、いろいろな弊害が起きやしまいかというような考え方を持つておるわけなんです。これはむしろ銀行局長の意見では——そういうことは、大臣と違つて、むづかしいかもしませんけれども、もう少し銀行に対しても、大蔵省がある程度まで統制力なり、あるいは指導力を持つ必要があるのじやないかというような考え方を持つておるわけですが、そういう点についての河野銀行局長の御意見をひとつ承りたいと思います。

として新聞にいろいろなことを言ううまいのが、必ずしもその政策が強く邊透していることでもないと私は思う。日本銀行との関係につきましては、世間ではいろいろお話をあるかもしませんが、私どもは、お互いにその分を守りつつ、別に意見の相違とか、あるいは権限を侵すとかいったようなことはなく、調整はそれでやつて参つております。今後も、そういう配はないと思います。私は考えております。

○佐藤(通)委員 これは小さい問題ですが、相互銀行に為替業務をやらせるかやらせぬかという問題についての、その後の経過はどうなつておるのですか、その点をお尋ねしたい、と思いま

す。

○河野(通)政府委員 相互銀行に内国為替の業務を認めることがいいか悪いかの問題につきましては、前国会以来いろいろ議論があつたところであります。政府といたしましては、先般閣議で、ある一定の制限のもとに、相互銀行に為替業務を認める方針が決定いたしました。数日中に国会に提出をいたす運びになつております。

○小川(豊)委員 今の開発銀行のことですが、電気料金の値上げというようになことが最近盛んに新聞等に出ておりますが、開発銀行はたいへん骨を折つて、日本の電力の開発のために四千五百万ドルも借りて来るということは、これまあ別として、これは何か電気料金の値上げと関係がありますか。

○中山説明員 先ほども御説明いたしましたように、日本の電力料金の立て方は、原価主義でやつております。たとえば利息なら利息、それから償却な

ら償却というものを大体予定しまし

て、それを料金の決定の基礎に織り込んでおります。従つて長期でなるべく低利なものが入りりますれば、それだけは料金の上にはいい影響があるというふうなことは、申し上げてもいいのじやないかと思います。

○小川(譽)委員 そうすると、長期で低利の金がアメリカから借りられると、電気料金は上げなくともいいということになるわけですね。

○中山説明員 私上げなくともいいといふことは申し上げないのでございませんと、電気料金は上げなくともいいということになるわけですね。

○春日委員 私上げなくともいいといふことは申し上げないのでございませんと、電気料金は上げなくともいいといふことはありますね。

○春日委員 この四千万ドルの開発銀行から借りる金の用途としては、何なんですか。

○中山説明員 これは関西が十五万キロ、七万五千キロ、それから九州電力が七万五千キロ一基、中部電力が六万六千キロ一基という火力の発電機をもうから購入する資金でござります。それを基礎にいたしまして、今申し上げましたような能力の発電所をつくることになるわけであります。

○春日委員 それからあとの一億二千万ドルは何になるのでござりますか。

○東條政府委員 それは水力発電の開

救済するか。この問題に対しても、当然

に即して業者と話し合いをして行きた

の借金によつて、逐次事業体は経営困

い、こうこうこうに考へざるを得ない

ければ、結局日歩はどんく重なつて来

開発銀行総裁として何らかのお考えがあるべきものだと思います。そうして

難の度を加えるばかりだから、これを救済するための方途いかんということ

○春日委員 依然として私がお伺いし
のであります。

るし、しかも設備はだん／＼老朽化して行くだろう。私ども中小企業のいろ

に、金をいかにして取立てるんだ、ことをお伺いしているのではない。

当事者として、何か適切な御意見が挙げられる。従つてあなたから
申し上げておる。従つてあなたから
聽できるものだと考へておるから、どう
したらいいかという御意見をあなた
に伺つて、その御意見によつて、われ

た点についての御答弁がないのであります。私はこういうふうに考えるが、いかがでしよう。開発銀行総裁をも含めて、大蔵当局に申し述べたいのであります。たとえば、その当時金を借り

いろいろな調整の結果によりますと、返還でき得ないところの企業体の中の大多數がそういう状態にあります。そこでそういうようなことを一つの私案として申し上げます。

りますが、従来有知の通り、開発銀行は金融機関という建前を堅持しております。して、金融機関の角度から、そういうものに對して判断をして行かなければならぬのであります。さような立場になりますと、どうしても個々の問題、個々の状態を十分に審査をいたしまして、それに適合した整理なり、あるいは詰合せなりをいたしまして、解決をして参らなければならないと思ひます。たとえば同種産業におきましては、その後の経営よろしきを得たものも、すでに融資金は返済をしていると、いうような事情のものもありますし、また全然その経営よろしきを得なんだから、ために、その状態が非常に悪くなつてゐるというふうな、理由は必ずしも同一でないのでありまして、こういうものはその理由によつて、現在開発銀行は個々の問題として処理をして参つております。また事実、そういうふうに個々の問題として処理をして参りますけれども、しかしながら、そういう問題を一括して政府が何とか考えるべきだと、実際は実情に沿つた整理の方法もでき得るのだと現在考えておりますけれども、ただいま私が申し上げましたように、な方向に、無理をしない程度に、実情政府のお考えにまつよりほかはないので、開発銀行の建前といたしまして

るか、こういう徴意見を求めておるわけであります。あなたが、金融機關の責任者であることはわかるんだが、しかしその金融機関たるや、その資金源はすべて国家資金です。従いまして、あなたがそれを執行される立場において、貸した金を取立てるのだ、取立てて立てる方法をケース・バイ・ケースで考えて行くのだというような考え方では、問題にならない。すなわち国家資金がそれに貸し与えられておるというこの金融は、公共性の金融的な考え方の上に立つて貸し出されなければならぬ。現在あなたが資料によつて申されておるよう、中小企業者が復金の金を借りて、返し得ない状況下にあつてゐる件数、これは相当の数に上つておるだらうと思う。しかも彼らが金を借りてから本日までに五年、六年、多いのは七年ぐらいになるだらうと思うのであります。が、こういう長期間にわたる彼らの延滞日歩たるや、厖大なる金を借りて、返し得ないばかりでなく、こ

われは議員立法をするなり、あるいは政府に要請するなりしたい。そういうことをあなたに参考人として御意見を伺つておるのであります。そのとり方に置いて、あなたの御意見を伺つておるのでなく、救済方途についての参考意見を求めているのだから、もう一べん御意見を伺いたい。

○小林説明員 大分むずかしい御質問だと思いますが、御承知のように開発銀行におきましては、法律の建前におけるまして、どこまでも金融機関であるということで、産業の救済にあたるというふうな建前は、どちらにこになつておるのであります。それで、過去に起つた問題をどういうふうに処理して行かなければならぬかということは、銀行といたしましては、全般的にこれを救済するというふうな考え方は、どうしてもとりにくいであります。これは政府の特殊な立法とか、そういうことによらなければ、全般的な救済というふうなことは、私はできないと思ひます。銀行とすれば、やはりその実情に応じて、個々の問題として、その当時の状況も勘案をいたしまして、業者となるべく生かして行つて、そして返済ができるような詰合いをつけて行く。そして銀行自体も、その業者に対していろいろなしり押しをして参りました

たのだから、生産を復興することのために、いろいろな生産設備が行われると思う。ところが今日金が返せないといふことは、不況だから金が返せない。設備が百パーセント稼働していないと思ふ。しこうして、近い将来にその人たちが、それをフルに回転させたまゝの見通しもないだらうと思う。こういう債権債務の処理は、どうしたらいいかということになりますと、すなわち貸した金にそれ／＼の延滞日歩を加算したものを、その不動産なり動産なりを換価処分して取立てるといふ方法ではなくして、その当時彼らが借りて拡充した設備で、しかも事業体にはならないという遊休設備があるだらうかに対しても、そういう遊休設備であり、そういうものを資金の代償として、かつて財産税を物納でとったように、この延滞されておるところの債務に對して、そういう遊休設備がある彼らにとつてはもは必要でないけれども、これを五十万に見るとか、百万元余曲折、功罪を勘案して、適当に評価するなり、そういうふうにして政治的に処理して行かないといふうておると思う。

そこで開発銀行総裁にお願いしたいのは、ひとつこういう資料を御提出願いたい。それは復金の金を借りて、しかも今日これが返還できないところの企業体の数——三百万円以下といたしまして、その数、それから大企業、三百万円以上で、ここから融資を受けた、なお今日これが返還できないもの、その二つにわけまして、「ペんそ」の件数とその金額というものを、資料として御提出を願いたい。その実際の資料によつて、私どもはもう少し比較研究して行きたいと考えております。石炭をも含めて、ひとつその資料を御提出を願いたいと思います。

なおこの機会に申し上げておきますが、金融機関として、そういうものの、と救済措置ができるかできないとか言われたけれども、昨年問題になつておりました炭住資金の利子の払いもどしの二十一億何千万円、そういうような問題もある。だからあなたの方は、大企業は大いに積極的に救済している。炭鉱はずいぶんもうけておる。これらの諸君が、結局当時炭鉱労務者の住宅を建てた。その資金を政府から借りた。その利子が高過ぎる。だからこれを三箇年、四箇年さかのぼつて利子を返還してやろうというのが、二十一億何千万円、こういうことも問題になつております。従つてあなた方は、そういう

大企業の救済のためにには、ずいぶん積極的だ。ところが、私が指摘しておるような中小企業に対しては、ケース・バイ・ケースで、できるだけとのが自分の使命だ。こういうようなことを言つておられるならば、炭鉱住宅の二十一億円をもう一ぺんとりもどしなさいということも言ひ得る。従つて一ペん資料を出していただきて、その現実の資料の上に立つて、深く掘り下げて研究したい。かつて国家的使命を果した中小企業が、今重荷を背負つて歩いておる粒々辛苦の姿は、これはやはり救済してやる必要があると思う。どうかあなたもその気持ちになつて、その対策を立てて政府に伝達すると同時に、私どもにも耳打ちしてもらいたい。

○大平委員 ただいま問題になつておる外資導入の法律案につきまして、大蔵当局に伺つておきたいと思います。

第二条によりますと、日本開発銀行または日本輸出入銀行が当事者である場合には、政府が保証契約をすることができる。そうするとはかの場合にはできない。ところが開発銀行は、しろうとから見ても、政府保証をするということは、大して意味がないといえば意味がない。問題は、そいつた政府の信用をバツクにした銀行以外のものに、むしろ政府保証の必要があるのじやないか。外資導入という問題が今大問題になつて、旱天に慈雨のように渴望しておるわけでございますが、そうちつた当事者が政府機関でない場合にも、政府は今後こういつた保証契約を体われくが受ける感じと、アメリカにおける感じと違うのではないか。一

一般的な政府保証という問題を、外資導入の場合におきまして非常にウエートを置いて考えておるか。政府保証をすることによつて外資導入が相当促進されるのかどうか、そういう点についてお尋ねいたします。

片づくのではないか。かたゞ、もつて今申し上げました財産援助の制限に関する法律の趣旨からいつても、実際上の支障もないという点からいつても、この際としては開発銀行、輸出入銀行に限つておいていいのじやないかと考

○大平委員 そうすると、国際復興開発銀行等は、結局そういう外資導入へと入銀行と若干そこが考え方方が違うようあります。御参考までに申し上げたのであります。

彩の強い金融機関を相手方とする場に限つて保証するということです、実質問題としては支障はないというふうは考えております。

一般的な政府保証という問題を、外資導入の場合におきまして非常にウエートを置いて考えておるか。政府保証をすることによつて外資導入が相当促進されるのかどうか、そういつた点についてお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員　お尋ねの点であります、第一点の開発銀行及び輸出入銀行以外のものが外資を入れた場合に、それに政府が保証するのがいいか悪いか、この点は実はこの法案をつくりますまでにもいろいろ内部でも議論がありました。私どもは、やはりこの法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の趣旨からいって、やはり民間の私的な事業会社等に対して政府がその損失を補償するというのは、どうもその法律の趣旨からいって適当でないのではないか。従つて私どもは、ここに政府機関についてだけ政府の保証をして行くことがいいのじやないかと考えております。ただ問題は、御承知のように電源開発会社につきましては、外資の導入について政府の保証のできるようないか法律になつております。この電源開発会社は、御承知のように政府機関ではございませんけれども、大部分政府出資であり、いろいろな特殊性を持つておる会社でありますので、これは一般の私的な普通の株式会社とはおのずから趣を異にしておるという意味で、その点は筋が貫けるのではないかということより、政府機関たる開発銀行なり輸出入銀行なりを使って外資を入れて行くといふ道によつて、大体問題は支障なく

片づくのではないか。かたゞ、もつて今申し上げました財産援助の制限に関する法律の趣旨からいつても、実際上の支障もないという点からいつても、この際としては開発銀行、輸出入銀行に限つておいていいのじやないかと考

○大平委員 そうすると、国際復興開発銀行等は、結局そういう外資導入へと入銀行と若干そこが考え方方が違うようあります。御参考までに申し上げたのであります。

彩の強い金融機関を相手方とする場に限つて保証するということです、実質問題としては支障はないというふうは考えております。

○大臣委員 そうしますと、政府の考え方、今後の外資導入の大筋は、開発

片づくのではないか。かたゞ、もつて今申し上げました財産援助の制限に関する法律の趣旨からいつても、実際上の支障もないという点からいつても、この際としては開発銀行、輸出入銀行に限つておいていいのじやないかと考えております。

それから第二点のアメリカ側の政府保証に対する考え方という点であります。世界銀行は、御承知のように実はアメリカの銀行ではないので、これは国際連合の関係でできている世界銀行であります。これはその融資、投資の方針は、大体外国の政府、國に貸すというが大体の原則のようであります。従つてもし國以外のものに貸す場合には、やはり國が保証をするという原則を立てておるわけであります。私どもは、この法律ができますまでにいろいろ考えまして、日本開発銀行は大体政府機関である、政府とほとんど違ひのないものであるから、政府が保証しなくとも、日本開発銀行が保証すればそれでいいのではないかと、議論をいろいろしてみたのであります。が、今までの例等から見まして、やはり國が直接に保証しなければ、どうも世界銀行から資金の受け入れができないような状態になつておりますので、やむを得ずこういう法律を出した次第であります。

なおこれはアメリカの銀行であります。が、ワシントン輸出入銀行等につきましては、必ずしも政府が保証なく、世界銀行から資金の受け入れができないような状態になつておりますので、やむを得ずこういう法律を出した次第であります。

○大平委員 そうすると、国際復興開発銀行等は、結局そういう外資導入へと入銀行と若干そこが考え方方が違うようあります。御参考までに申し上げたのであります。

彩の強い金融機関を相手方とする場に限つて保証するということです、実質問題としては支障はないというふうは考えております。

○大臣委員 そうしますと、政府の考え方、今後の外資導入の大筋は、開発

で、この世界銀行とワシントンの輸出入銀行と若干そこが考え方方が違うようあります。御参考までに申し上げたのであります。

○大平委員 そうすると、国際復興開発銀行等は、結局そういう外資導入及び資金源については、公のというか、そういう性格を持つた場合に限るわけですか。日本側の受入れ機関は開発銀銀行であっても、向う側の資金源がそういうものでないという場合、つまり世界銀行とか、あるいは国際復興開発銀行とかいうようなものでないプライベートなもの、向うのシティ・バンクとかいう場合にも、この法律は適用になるのですか、ならないのですか。

○河野(通)政府委員 相手方につきましては、今のところはここに法律にござります通り、世界銀行またはワシントン輸出入銀行、その他政府の息のかかつた金融機関を相手にした場合に限つております。元来シティ・バンク等からの外資導入も、もちろん好ましいものがあると思いますけれども、これらの中につきましては、コマーシャル・ベースで入ることを期待すべきものではないか。ということは、つまり政府が保証までしないで済むような形で行くべきではないか、私どもとしてはかように考えております。もつとも電源開発会社につきましては、相手方が世界銀行であろうと、あるいはシティ・バンクであろうと、政府が保証で引きような建前になつておりますけれども、少くとも当面の問題といたしましては、開発銀行なり輸出入銀行が相手とするものにつきましては、こういう政府機関ないしは政府の機関的色

彩の強い金融機関を相手方とする場に限つて保証するということです、実質問題としては支障はないというふうは考えております。

○大臣委員 そうしますと、政府の考え方、今後の外資導入の大筋は、開発

彩の強い金融機関を相手方とする場に限つて保証するということです、実質問題としては支障はないというふうは考えております。

○大平委員 そうしますと、政府の考え方では、今後の外資導入の大筋は、開発銀行とか、あるいは輸出入銀行とかいうパイプを通つて、向うの比較的ガバメンタルな色彩があるところから受入れるのが大筋である、受ける場合に開發銀行とか輸出入銀行をパイプにして行こうというふうにして考えておられますか。

○河野(通)政府委員 相手方が今申し上げた世界銀行とかワシントン輸出入銀行とか、政府機関でありますものについては、少くとも長期の投資においては、そういう方とつながりの方が多いのではないかと考えております。しかし私どもは、コマーシャル・ベイスで市中からこちらの企業が外資を受入れるといふことは、大いに進めて行つてさしつかえないことである、必ずしもこれを開發銀行のパイプで入れなければならぬないといふことはないと思います。ただその場合でも、政府が保証してまでやるかどうか、つまり民間と民間との外資導入について政府が保証してまでやるかどうかについては、まだ現在のところではそこまで踏み切る段階ではないというふうに考えております。

○千葉委員長 木原委員。

○木原委員 今まで入つて来た外資は、大体二億二千四百万ドルだと承知していたのですが、これらの入つて来た経路は、国際復興開発銀行から日本開発銀行または輸出入銀行を通じて來た外資ですか。

○東條政府委員 お答え申し上げます。大平委員からのお尋ねに対して銀行局長からお答え申し上げました通り、外資導入のパイプは、相手方が外国の政府関係機関、こちら側が開発銀行なり日本輸出入銀行とか申しますいわば公的な色彩を帯びております。いわばビジネス・ペーパーに立つた外資導入との二つの筋道があるわけであります。前者の相手方がワシントン輸出入銀行でありますとか、あるいは世界開発銀行でありますとか、そういういわば経路の外資導入につきましては、現在までに成立して現在生きているものとしては、先ほどちよつと銀行局長から申し上げました四千万ドルの綿花借款、これがだだいま動いております。それから世界復興開発銀行につきましては、今御審議をいたしておりますところの火力発電については四千万ドル、これは初めてのケースでもありますけれども、成立に至つておらないのあります。

それから民間の経路によりますところの外資導入であります。これはやや詳しくなりますが、いわば技術導入、技術提供の形、それから株式とか、あるいはそういう持分とか、そういう資本の参加の形態、社債とか貸付金といふようないわば金銭債権という形があるわけであります。現在までのこの民間ベーシスの外資導入の実績を申し上げますと、技術の提携のできております件数は約二百七十件、それから株式、あるいは持分のいわば資本的な参加の形になつておりますものが現在まで約百九億円、それから社債とか貸付金というような金銭債権のものが大体

現在までに百三十九億円というのが、これまでの外資導入の実績なのであります。

○木原委員 今まで導入された外資は、大体われくが聞いているところでは重電機、石油ということを聞いておりますが、大体その通りですか。

○東條政府委員 これは業種は非常に多くなになつております。技術提携をいたしましたものは、今申し上げました株式、あるいは社債等の資金的な参画にいたしましても、非常にたくさんのお話ございましたものがその大部の業種に上つております。ただし、まだお話しございましたものがその大部分とは、ちよつと申しかねると思つております。

○木原委員 そうすると石油だとか重電機方面に、株式支払いの形で入つた外資はどれくらいありますか。○東條政府委員 非常にこまかい御質問でございまして、もしも許しをいひただけますならば、適当な資料の形で御提出いたしたいと思います。

○木原委員 承知しました。それではもう一点、そうすると、これから将来入つて来る外資というのは、大体どういう産業方面に投入される予定なのでしょうか。

○東條政府委員 先ほど申し上げておりました点とも関連があるのであります。いわゆる公的な部面につきましては、いわゆる火力発電については、たゞいま政府ないし開発銀行といたしましては、やはり当面火力発電の四千万ドルの借款はぜひ早期に実現いたしたい。これは開発銀行方面の御努力によりまして、私どもは遠からず成立を見ることと期待しております。それからなお世界開発銀行の方につきましては、水力発電に重点を置きました

て、いろいろと今サウンドいたしている段階であります。なお先般世界開発銀行の調査団が参りましたときにも、たとえば農業の灌漑施設であるとか、あるいは鉄道の電化でありますとか、そういう日本として現在持つておりますところの重点的な開発計画は、先方に資料として提出して、いろいろと考えることになつておりますので、できますれば、世界開発銀行につきましては、そういう日本

の全体の観点から見た重点的な産業部門の資金を導入したい。それからワシントン輸出入銀行につきましては、これは比較的短期の商業資金、貿易資金の輸入であります。その一例は綿花借款のごときものであります。これもそういう貿易面につきまして、できますことならば、今後とも引続いていろいろ話合いを進めて参りたい。それから民間関係の外資導入につきましては、これは民間のビジネス・ペーパー、この外資というものに何らか直接もしくは間接の連絡ができる来ますか。

○東條政府委員 いわゆるMSAの内容につきましては、政府といたしましても、おそらく各省ともまだ研究中の段階でございます。従いまして、外資導入との関係についてどのような関係をもつて参るか、だだいま責任をもつて私としてお答えいたしかねますが、世界開発銀行は、先ほど銀行局長から申し上げましたようにこれはアメリカの銀行でなくして、いわゆる世界各国が資本金を持ち寄つた国際的な銀行であります。そういう銀行と日本の開発銀行との資金の関係におきまして、かわりにMSAの問題が研究の結果いろいろ事態がわかりましても、そう直接的な影響を持つといふことはないのではないかというふうに私としては考えております。

○千葉委員長 次会は明二十七日午前十時から開会することいたしました